

# 村松法律事務所連続セミナーのご案内

## 『円満な労働契約終了のために』

### ～解雇・内定取消し・試用期間等をめぐる諸問題～

霜降の候 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成29年11月29日(水)に、日頃ご高配を頂いております企業の皆様を対象に、労働分野に関する連続セミナー(第5回)を開催させていただき運びとなりました。

連続セミナー最終回となる本セミナーでは、労働契約の終了について、具体例を中心に説明させていただきます。

また、これまでの連続セミナーの内容を踏まえ、皆様から労働問題全般について事前のご質問をいただき、これについてお話をさせていただき予定です。

**※ご質問は、裏面の参加申込書所定欄にご記載ください**

大変ご多忙のことと存じますが、奮ってご参加の程、よろしくお願い申し上げます。

また、多くの企業の皆様にとってご関心の高い問題に関するセミナーですので、お知り合いの経営者の方等もお誘いいただければ幸いです。



**日時: 11月29日(水) 16:00～17:30**

**会場: 札幌市中央区北2条西9丁目インファスビル2階FRAUDA**

\*セミナー当日は、エレベーターではなく、当ビル1階右側入り口よりお入りください。

**会費: 一般 2,000円 弊所顧問契約者様 無料**

**定員: 30名様**(※定員数に達した後にお申込みいただいた場合には、個別にご連絡させていただきます)

#### 講師

村松法律事務所 弁護士 畔木 康裕



平成20年弁護士登録  
労働事件をはじめ、交通事故、個人法人の債務整理、医療過誤、刑事弁護等幅広い分野の事件を数多く手がける。

#### 講座内容

- ・退職届が出されないまま退職されても大丈夫？
- ・内定取消しは自由にできる？
- ・試用期間中の従業員は正社員？
- ・契約社員と正社員の解雇の違いは？
- ・不当解雇のペナルティは？
- ・労災認定された従業員は解雇できる？
- ・懲戒解雇でも解雇予告手当は必要？
- ・皆様から頂いたご質問に対する回答

# 参加申込書 (FAX:011-281-0886)

平成29年11月29日のセミナーに参加します。

貴社名	
ご住所	〒
ご連絡先	【TEL】 【FAX】
Eメールアドレス	@
(ふりがな) ご芳名	
(ふりがな) ご芳名	
※弁護士に 質問したいこと等 (別紙でも 構いません)	


**村松法律事務所**

(札幌弁護士会所属)

お問合せ: 担当 事務局 金澤

〒060-0002

札幌市中央区北2条西9丁目インファス5階

地下鉄東西線『西11丁目駅』(4番出口)

徒歩5分

TEL 011-281-0757 FAX 011-281-0886

※なお、駐車場のご用意はございません。

お車で越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。

